

## 市税は期限内に納めましょう

問 税務課 納税係 ☎0952-75-6115



市税は、納税者のみなさんが、定められた期限内に自主的に納めるものです。このことを自主納税制度といい、市税に限らず税金本来の姿です。

多久市における令和8年度の市税などの納期は次のとおりです（各納期の月末が納期限です）。

※納期限の月末日が土・日曜日、祝日の場合は、その翌日が期限日となります

※12月納期分は12月25日が期限日となっていますので注意してください

区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市・県民税			1期		2期		3期			4期		
固定資産税		1期		2期					3期		4期	
軽自動車税		全期										
国民健康保険税			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期

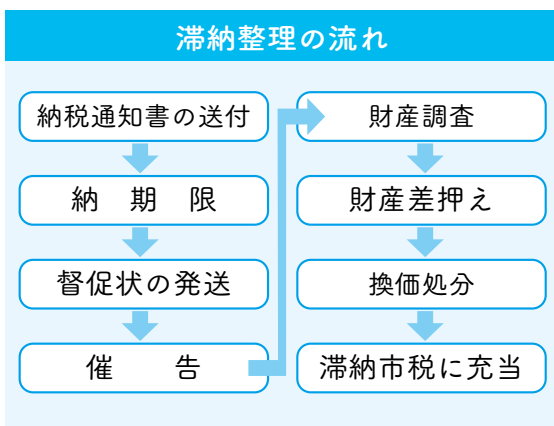
お知らせ

### 納税には便利で確実な口座振替をご利用ください（希望する税目を指定できます）

口座振替は、指定した口座から自動的に引き落とされるので、銀行などに出向く手間や、つい忘れるということがなく、とても便利です。

### 滞納整理の流れと期限内納税・自主納税のお願い

#### 滞納整理の流れ



#### ●滞納整理とは

納税者が納期限までに市税などを納付しないときに、督促状などによる納税の告知や差押え、交付要求などを行いながら、滞納を完結などに導く一連の流れをいいます。

#### ●滞納処分とは

市税などが納期限までに完納されない場合に行う行政処分です。滞納者の財産を差押え、これを換価して税の未納金額、督促手数料などに充当することをいいます。

○納税は憲法で定められた国民の義務です。

○税金は市民のみなさんに行政サービスを提供するうえでなくてはならない財源です。期限内納税・自主納税をお願いします。

○納期内に納付される多くのみなさんとの公平性を保つため、差押えなどの滞納処分を行います。

## ご存じですか？『本人通知制度』

問 市民課 窓口係 ☎0952-75-6116



本人通知制度とは住民票の写しや戸籍謄本・抄本を、代理人や第三者に交付した場合に、本人に対し交付の事実をお知らせする制度です。制度を利用するためには、事前登録が必要です。

■対象者 多久市に住民登録または本籍がある人

■通知の対象となる証明書

- ・住民票の写し（除票を含む）
- ・住民票記載事項証明書（除票を含む）
- ・戸籍（除票・改製原戸籍を含む）
- ・戸籍の附票

■通知する内容 証明書交付年月日、証明書種別、枚数、請求者の区別（交付請求した代理人および第三者の氏名・住所は通知できません）

■通知する方法 特定記録郵便による通知

※必要な書類など、ご不明な点は、お問い合わせください